

平成27年度君津市教育行政方針

〈君津市総合計画の推進〉

今日の著しい社会情勢の変化に伴い、市民の生活スタイルも多様化し、多岐にわたる学習ニーズに的確に応えられる学習環境づくりが求められています。

平成27年度も引き続き、健康で知性と徳性を備え、社会の変化に主体的に対応できる心豊かな、たくましい児童生徒の育成をはじめ、市民が生きがいを持ち、潤いのある生活を送ることができるような生涯学習活動を推進します。

市民がすべてのライフステージで主体的に学ぶことができる環境を整備し、伝統ある地域文化を継承させ、さらに新たな君津文化を創造していくことにより、市民一人一人が成長できるまちを目指して、「豊かな学びと文化が人を育むまち」を実現するため、次の5つの柱

I 学校教育

II 生涯学習

III 青少年健全育成

IV 文化振興

V スポーツ振興

を基本施策として、生涯学習時代にふさわしい学習活動を推進します。

〈第二次きみつ教育 創・奏5か年プランの推進〉

スタートから3年目となり、充実期に入った「第二次きみつ教育 創・奏5か年プラン」は、『まちづくりは人づくり』を基本理念とし、家庭、地域、学校、行政の連携と協働のもと、次代を担う「君津っ子」の育成を目指し、さらに推進してまいります。

本プランは、「創造・希望・前進」をキーワードに、家庭で生活習慣や善悪の判断等を培い、地域の中で社会性や他人を思いやる心を養い、学校では「豊かな心」、「確かな学力」、「健康な体」を育て、そして行政はその基盤となる教育環境を整えて、よりよい教育の推進に向け、全力で取り組んでまいります。

I 学校教育

変化の激しい社会を担う子どもたちに必要な力は、基礎・基本の確実な定着、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人

を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」です。この「生きる力」という理念は、知識基盤社会の時代においてますます重要であり、生きる力を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成をすることが求められています。

君津市教育委員会としては、3年目を迎えた「第二次きみつ教育 創・奏5か年プラン」の充実期として、「さらなる生きる力」、「他者と共に生きる・他者のために生きる児童生徒の育成」に向け、創意工夫を生かした特色ある学校づくりをより一層進めてまいります。

そこで、家庭・地域・学校・行政の四者が信頼関係の下に連携し、「確かな学力の育成と個性の伸長」、「豊かな人間性や社会性の育成」、「健やかでたくましい体づくり」、「家庭や地域の信頼に応える学校づくり」を展開する教育を推進し、心身ともに健全な幼児・児童生徒の育成を図ってまいります。

また、学校施設については、校舎等の耐震補強など児童生徒の安全を確保し、学びやすい学習環境づくりを目指し、計画的に整備を進めてまいります。

1 確かな学力の育成と個性の伸長

(1) 基礎・基本の確実な定着と思考力・判断力・表現力の育成

- ① ねらいを明確にした授業実践、学習内容を振り返られる板書、発問等の工夫により、児童生徒一人一人にとって「わかる授業、魅力ある授業」に努めます。
- ② 児童・生徒一人一人の学習状況を的確に捉え、個別指導、少人数指導、グループ別指導や繰り返し指導など、個に応じたきめ細かな指導により、基礎・基本の確実な定着を図ります。
- ③ 思考力・判断力・表現力を育むため、他者との対話や自己の考えを記述させるなど、言語活動を意図的に位置づけ、学習活動の工夫に努めます。
また、身近な教材として積極的に新聞記事の活用を図ります。
- ④ 総合的な学習の時間の目標及び内容、育てようとする資質・能力の明確化による全体計画・年間指導計画を見直します。また、地域の教育力を積極的に活用するとともに、探究的・協同的な学習により、よりよく問題を解決する力を育てます。
- ⑤ 学力の向上に資するため、授業時数を十分確保するための工夫・改善に努めるとともに、学校の実態・実状に即した補充指導等に積極的に取り組みます。
- ⑥ 学習の過程を一層重視した学習評価を行うとともに、児童生徒一人一人の良い点や可能性などを把握し、成長した視点を大切にします。また、教師自らの

- 指導を振り返り、指導の改善に生かすなど、指導と評価の一体化に努めます。
- ⑦ 校内学力向上推進委員会の機能を生かし、PDCAサイクルにより指導法の工夫改善を図ります。また、児童生徒の学習状況の把握・分析を行い、校内研修等を活用し、職員で共通理解のもと課題解決に組織的に取り組みます。
 - ⑧ 教員の指導力向上と家庭学習のさらなる充実を図り、確かな学力の育成に努めます。そのために、学力向上推進委員会からの提言や実践集、「きみつ学びのすすめ」を活用して、各学校の家庭学習計画を見直し、取り組み内容のさらなる充実を努めます。
 - ⑨ 小・中学校の積極的な連携を図り、9か年を通して児童生徒の確かな学力の育成や学習習慣の確立を図ります。そのために、授業錬磨の公開日や授業交流を有効に活用します。
 - ⑩ 学校教育活動全体を通して、読書活動の推進や言語環境の整備等に努め、「学校図書館司書補助員」や「君津さわやかスクールボランティア」の活用、君津中央図書館との連携により、「さらなる生きる力」の基礎となる言語活動の充実を図ります。また、「学習情報センター機能」としての学校図書館の充実を図るため、授業において積極的に活用します。

(2) 新たな時代に対応できる教育の推進

- ① 我が国や諸外国の文化・伝統等について理解・認識を深め、世界で活躍できる国際感覚豊かな人間の育成に努めます。
- ② 和楽器（箏の体験学習）や地域に伝わる伝統音楽、古典などを積極的に学習に取り入れ、児童生徒の感性や情緒を育むとともに、我が国固有の文化を享受し、継承・発展させる態度を育てます。
- ③ 君津市英語教育構想をもとに、外国人講師との連携を通して生徒の英語によるコミュニケーション能力を育成するとともに、教職員の指導力の向上を図ります。
- ④ 外国人講師や国際化推進コーディネーターとの連携による小学校外国語活動の実践を通して、児童の外国に対する興味関心を高めるとともに、英語でのコミュニケーション能力の素地を培います。
- ⑤ 教育用コンピュータの積極的な活用を図り、児童生徒のコンピュータ活用や情報モラルの育成に努めるとともに、コンピュータ、その他の情報機器の活用による効果的な指導の工夫や、校務の情報化、情報セキュリティ意識のさらなる向上を図ります。
- ⑥ 環境教育および「エコ・スクールきみつ」の取り組みをさらに充実させ、

児童生徒の実践的態度を育てる中で、持続発展教育として、家庭・地域と連携を図り、環境に対する意識の高揚を図ります。

- ⑦ 幼児、高齢者、障害のある人々などとの交流活動や、様々な福祉体験活動の機会を積極的に設け、福祉の心を育むとともに、実践への意欲と態度を育てます。

(3) 教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実

- ① 校内委員会を通して特別支援教育コーディネーターを中心として学校全体の支援体制の充実を図るとともに、インクルーシブ教育システムをより一層周知します。
- ② 家庭や医療機関、福祉施設等の関係機関と連携し、支援ファイル（個別の指導計画・個別の教育支援計画・個別の移行支援計画）の活用を通して、児童生徒一人一人が能力や特性を發揮し、主体的に活動できるよう学校全体で支援に努めます。
- ③ 生活体験指導員や指導補助教員の活用方法を工夫し、支援が必要な児童生徒に「学び合う喜び、関わり合う喜び、できた喜び」を味わわせ、学習活動への意欲化を図ります。
- ④ 通常学級と特別支援学級、小・中学校と特別支援学校の交流及び共同学習などの機会を積極的に設け、学習活動への意欲化を図ります。
- ⑤ 特別支援チームによる巡回訪問や「君津ほほえみ相談室」「君津見え方相談」など、県立君津特別支援学校や千葉県立千葉盲学校との連携を図り、特別な支援を必要とする児童生徒の早期発見・早期対応に努め、個に応じた支援の充実を図ります。

(4) 学びの基礎を培う幼稚園教育の充実

- ① 一人一人の良さや特性を理解し、幼児が自分自身の存在感を感じられるような支援に努めます。
- ② 遊びを中心とした様々な体験活動を通して、主体的に遊ぶことのできる力や学びの芽を育てるために、環境構成や支援の仕方を工夫します。
- ③ 幼稚園と家庭・地域が一体となって幼児の基本的な生活習慣・思いやりなど道徳性の芽生えを育みます。
- ④ 教育活動及び幼稚園運営の状況について自ら評価を行い、保護者や地域等に対して積極的な情報提供に努めます。
- ⑤ 幼児児童、職員間の交流など幼稚園から小学校への滑らかな接続を図ります。

- ⑥ 幼稚園としての機能を生かした子育て支援の充実に努めます。

2 豊かな人間性や社会性の育成

(1) 豊かな心を育てる道德教育の充実

- ① 校長の方針のもと、道德教育推進教師の役割を明確にし、道德の時間を要として、学校教育全体を通じて、道德的心情、判断力、道德的実践力を養います。
- ② 児童生徒、学校及び地域の実態を把握し、本市における道德教育の重点「規範意識の醸成」と「自他の生命の尊重」を道德の全体計画や年間指導計画に位置づけ、発達段階に応じて、「感じ・考え・行動する」心の教育の充実に図ります。
- ③ 道德・人権にかかる授業公開（全小・中学校）、奉仕活動や体験活動などの豊かな体験を通して、家庭や地域との連携を図るなど、地域の教育力を活用しながら、人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念等、児童生徒の内面に根ざした道德性の育成に努めます。
- ④ 教師と児童生徒及び児童生徒相互の人間関係を深めるとともに、悩みや心の揺れ、葛藤等の課題を積極的に取り上げ、人間としての生き方について考えられるよう指導します。

(2) 実践的態度を育成する特別活動の充実

- ① 児童会や生徒会などの活動を積極的に推進し、異学年交流をより一層深め、児童生徒の自主的・実践的な態度の育成に努めます。
- ② 家庭や地域との連携のもと、生きる力の基礎となる感動体験を実感できる学校行事の充実に図り、心豊かな人間性の育成に努めます。
- ③ 自然体験・社会体験・職場体験等を通し、社会生活上のルールや基本的なモラルの習得を図るとともに、郷土のよさを実感させ、郷土を愛する心を育みます。
- ④ 発達段階に応じたキャリア教育の系統的な計画の見直しと実践を通し、自らの生き方について考え、夢や希望を持って自己実現を図ろうとする能力や態度を育てます。
- ⑤ 自然体験学習・宿泊体験学習・中学校合同生徒会等を通して、自治活動等を学びつつ、新しい仲間づくりや体験活動に進んで取り組む態度を養うことで、集団の一員としての自覚や責任を持ち、互いに協力しようとする力を養います。

(3) 自己指導力を育てる生徒指導の充実

- ① 学校における「いじめ防止基本方針」に基づき、定期的な児童生徒の意識調査を実施するとともに、校内における教育相談活動の充実を図り、いじめや不登校等、児童生徒の問題行動の予防（未然防止・早期発見・早期対応）と改善に努めます。
- ② 学校が児童生徒にとって「心の居場所」としての役割を果たすことができるよう、自尊感情を高める学級経営・学年経営の充実に努めます。
- ③ 長期欠席予防・解消に向けての指導・支援体制を確立するとともに、学校独自の目標をかかげて「不登校ゼロをめざすチャレンジ作戦」に取り組みます。
- ④ 教職員間や幼児・児童生徒間及び保護者との交流等、積極的に校種間や家庭との連携を図り、「小一プロブレム」や「中一ギャップ」のさらなる解消に努めます。
- ⑤ 問題行動等に対応できる組織的な生徒指導体制を確立するとともに、関係機関・団体との行動連携の強化を図ります。

3 健やかでたくましい体づくり

(1) 学校体育の充実

- ① 「体育・健康に関する指導の全体計画」を活用し、学校教育活動全体を通じて、体育・健康に関する指導の共通理解を図り、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育成します。
- ② 体力向上プロジェクトへの取り組みを通して、児童生徒の体力向上への意識を高めるとともに、校内の協力体制を高め、体力向上推進組織の充実と活性化を図ります。
- ③ 「ライオンズ運動能力章」や「千葉県運動能力証」の合格に向け、日常から運動に親しむ姿勢と積極的に挑戦する意欲や態度を育てます。
- ④ 「君津市運動マスター」、「爽走プラン（指導資料）」、「小・中学校駅伝大会」等の取り組みを通して、児童生徒の基礎的な体力の向上を目指すとともに、小・中学校の連携種目として持久走を位置づけ、継続した取り組みに努めます。
☆君津市運動マスター、爽走プランの活用☆
- ⑤ 生徒のスポーツに関する多様なニーズに応えるため、複数校合同による運動部活動や学校体育活動指導補助者活用事業を通して、運動部活動や武道授業の活性化を目指します。

(2) 健康・安全教育の充実

- ① 「早起き、早寝、家族そろって朝ごはん」をさらに奨励し、家庭における生活リズムや基本的な生活習慣の定着を進んで図ろうとする幼児や児童生徒を育成します。
- ② 夏期ラジオ体操会への参加を奨励し、生活が不規則になる夏休みの生活習慣を整えるとともに、生涯にわたり健康を保持・増進する素養を育成します。また、異世代交流を図り、地域コミュニティの醸成を図ります。
- ③ 学校保健計画に基づき、インフルエンザやノロウイルス等による感染症についての指導の充実を図り、予防に関する正しい知識と実践的態度を養います。
- ④ 座位姿勢、起立姿勢を中心とした姿勢指導に取り組むとともに、猫背等の予防・矯正するための体操指導を積極的に取り入れます。
- ⑤ 学校安全計画のもと、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に基づき、不審者侵入等を想定した訓練、ちばっ子地域安全マップの作成、防犯教室の実施等を通して、日常より幼児・児童生徒の発達段階に応じた危険予測や危機回避能力を身に付けさせます。

(3) 食育の推進

- ① 食の大切さや食文化、栄養バランス等を学ぶ「食育に関する指導の全体計画」を基に、学校教育活動全体を通して望ましい食習慣の形成や食を通じた自らの健康管理能力の育成を図ります。
- ② 朝食欠食やアレルギー・肥満・痩身傾向等の実態を把握し、家庭や地域人材・関係機関との連携を図り、個に応じた指導を通して、幼児・児童生徒の栄養改善及び健康増進を図ります。
- ③ 生涯健康で明るい生活を営むため、家族と食事をする楽しさやバランスのよい食事をとることの大切さを指導するとともに、家庭や地域と連携し、孤食の解消や朝食摂取率の向上を図ります。
- ④ 学校給食を食育指導の生きた教材として活用するとともに、養護教諭や栄養教諭（栄養士等）と連携し、食の指導の充実を図ります。
- ⑤ 学校給食に関する衛生指導、衛生管理を徹底し、食中毒の防止と給食の安全確保に努めます。

(4) 君津市学校給食調理場建設事業

老朽化した南子安共同調理場、坂田共同調理場、平山共同調理場は、統合して小糸地区の中島地先に、食育機能を兼ね備えた新たな調理場を建設します。

平成27年度は、現調理場の修繕に努めながら、新たな調理場の建設に向けて、庁内で検討委員会を設置し、総事業費の削減や食育機能の充実のため、さまざまな建設手法を検討してまいります。

4 家庭や地域の信頼に応える学校づくり

(1) 地域に開かれた活力ある学校づくり

- ① 組織マネジメントの発想を生かし、教職員一人一人が学校（園）の教育方針や目標を十分に理解し、それぞれの専門性を最大限に発揮するとともに、学校運営に積極的に参画するよう努めます。
- ② 学校だよりやホームページ・学校公開・ミニ集会等を通して教育活動に関する情報等を保護者や地域に発信するとともに、「君津さわやかスクールボランティア」等の活用を図ることにより、地域に根ざした、開かれた学校づくりを積極的に推進します。
- ③ 教職員自ら地域活動に参加し、積極的にコミュニケーションを図るなど「家庭・地域・学校の協働」による教育の推進を図ります。
- ④ 自己評価・学校関係者評価の実施、学校評議員や青少年健全育成協議会等との積極的な横の連携を図り、情報を公開し、学校運営の改善を組織的・継続的に行うことで保護者・地域に対して説明責任を果たします。

(2) 安全で安心して学べる環境づくり

- ① 「君津市学校安全の指針」や学校安全計画をもとに、園児・児童生徒の命を守るため、「危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）」等を見直し、改善するとともに、関係機関との連携や保護者や地域への周知等、日常的な見直しを図る中で、教職員の危機管理意識の高揚に努めます。
- ② 災害発生時において、児童生徒の安全確保を図るため、学校独自の「避難所運営マニュアル」の作成と見直しに努めます。また、危機管理課との避難所開設及び運営に関する合同連絡会議を開催します。
- ③ 幼稚園、小・中学校の施設・設備・環境等を定期的に点検するとともに、点検者を交替するなど複数の視点による安全管理に努めます。
- ④ 幼稚園、小・中学校や家庭、地域関係機関及び警察署との連携を図った地域安全ネットワークづくりを行い、学区の安全マップを作成するなど、幼児・児童生徒の安全を守るための具体的な取り組みを学校や地域の防犯活動として推進します。
- ⑤ 全教職員が事故防止に対する安全注意義務を十分に認識するとともに、A E

D、エピペン使用等の応急処置の技能向上に努めます。

(3) 教職員としての資質と指導力の向上

- ① 教育公務員としての服務規律の厳正と職務の公正な執行に努め、保護者や地域住民の信頼に応えられるよう、学校をあげて組織的に取り組みます。
- ② 使命感や倫理観、専門性を高め、児童生徒理解に努めるとともに、保護者や地域の人々とのよりよい人間関係の構築に努めます。
- ③ 幼・小・中（高）・隣接学校との連携を通し、教師の指導力・実践力の向上を図ります。
- ④ 人事評価制度（目標申告・業績評価）を活用し、教職員一人一人が教育の専門家としての使命と責任を自覚し、実践を積み重ね、学校力の向上を図ります。
- ⑤ 教職員一人一人が課題意識を持ち、君津市教育研究会・君津地方教育研究会や学校内外における研修会に積極的に参加することにより、教職員としての視野を広げ専門性を高めます。
- ⑥ 教職員一人一人が健康の保持増進に努めます。

(4) 教材・教具の整備

- ① 学習指導要領の教育内容や指導方法に即した教材・教具の整備に努め、振興備品現有率の向上を図るとともに、その積極的な活用を図ります。
- ② 学校図書館の図書資料の充実を図り、児童生徒の読書及び調べ学習の推進に努めます。

(5) 学校施設の耐震化及び改修の推進

- ① 耐震補強事業として、大和田小学校、貞元小学校、小糸小学校、秋元小学校、三島小学校、久留里小学校、清和中学校、松丘中学校、亀山中学校、合計9棟の屋内運動場耐震補強工事を行います。

また、改築事業として、平成26年度からの継続事業として、君津中学校屋内運動場と、周西中学校屋内運動場、合計2棟の改築工事を行います。

- ② 坂田小学校屋内運動場の耐震補強工事に係る実施設計を行います。
- ③ 大和田小学校のトイレ改修工事を行いません。

今後も計画的にトイレ改修を実施し、教育環境の改善を推進します。

(6) 安全安心な学校づくり

- ① すべての小・中学校において、自動警報システムと定期的な夜間見回りに

よる警備を行います。

- ② 消防設備保守点検結果による指摘事項を改善し、様々な消防設備の正確かつ適正な作動を確認し、火災時における児童生徒のより確実な安全の確保に努めます。

II 生涯学習

高度情報化社会、超少子高齢社会の中、人々が生涯にわたって生き生きと活動ができる環境や、現代的課題に即した学習ができる環境として生涯学習の重要性が見直されています。

特に、近年では防災・大災害時などにおいて地域コミュニティの大切さが注目され、地域の人々の交流を深める機会としても、ますます生涯学習の重要性が見直されています。

こうした状況の中、「君津市生涯学習推進プラン」に基づき、「自ら学ぶことの大切さを実感する生涯学習」を念頭に置き「学んだ成果を生かし、誰もが輝くことのできる生涯学習」をテーマとして各種事業を展開します。

重点目標としては、まず、家庭や地域の教育力及びコミュニティ機能の向上を図るため、学校をはじめとする関係団体や社会教育関係機関との連携を深めながら、体験学習、文化活動、あるいは社会参加などの機会の充実を図り、学校・家庭・地域が主体的に課題解決に参画・協働する機運の醸成に努めます。

また、公民館事業などにおいても、より幅広い層の人々が参加できるよう努めます。

さらに、3年目となる「第二次君津市子ども読書活動推進計画」を円滑に進めるべく、関係機関との連携や市民との協働による子どもの読書活動を推進します。

(1) 生涯学習推進体制の充実

- ① 生涯学習推進協議会を通し、市民の生涯学習に関する意見や要望を把握するとともに、生涯学習推進本部会議において生涯学習施策の推進状況等について調査・検証し、効果的な推進を図ります。
- ② 社会教育委員、公民館運営審議会、図書館協議会、久留里城址資料館運営推進協力員など各審議会において、社会教育のよりよい展開について研究を深めます。

(2) 社会の変化に対応した学習機会の創出

市民のニーズに対応したメニューの見直しや周知方法の改善を行いながら、「まちづくりふれあい講座」等により、市民の学びを支援します。

(3) ライフステージに応じた市民の学習活動の推進

- ① 時事に応じたテーマで社会教育、生涯学習の振興に資する各種事業・行事を行う「生涯学習振興事業」を展開します。
- ② 各公民館で実施している各種主催事業や生涯学習課で主催している「つどいの広場事業」(地域における子育て支援)、「読書関連事業」などの事業を通して様々な世代の人が生き生きと社会参加できるよう自由な学習活動を支援します。
- ③ 市民の学習活動の充実を目指して運行している生涯学習バスの有効活用を促進します。また、利用マナーの向上を目指します。

(4) 家庭の教育力の向上

- ① 家庭教育支援の充実を図るため、保護者をはじめ様々な地域住民に対する多様な機会を活用した家庭教育に関する学習機会・交流会等の提供を推進します。
- ② すべての子どもと家庭への支援の視点から、「次世代育成支援行動計画」を踏まえ、子育て関係団体等と連携し、情報の共有を進め、子育て環境の充実を図ります。
- ③ 公民館における家庭教育学級をはじめ子育てサークル、家庭教育学級等の交流会の充実や地域への広がりを促進し、家庭教育支援の推進を図ります。
- ④ 家庭教育担当者会議を通じ、家庭教育学級や保育等について、今後のあり方を検討していきます。

(5) 女性の学習支援とネットワーク活動の推進

- ① 連合婦人会や地区単位の婦人会を支援し、婦人会活動の活性化や研究機会の充実、女性の地域活動への参画及び学習機会の拡充を図り、男女共同参画社会の推進に努めます。
- ② 市内の女性団体や文化・環境・福祉・国際交流等の分野で幅広く活動している女性リーダーや会員のネットワーク組織である「きみつ女性ひろば」などへの支援を行います。

(6) 子どもの読書活動への支援

- ① 第2次君津市子ども読書活動推進計画に基づき、本市の子ども読書活動を円滑に進めるため、子ども読書活動推進委員会を実施します。
- ② 中央図書館、子育て支援課、健康づくり課等と連携し、子どもが初めて本に出会う事業（ブックスタート事業）、昨年度より行っている外国語版リーフレットの配布、また市内産院への絵本および絵本リスト等の配置を通じて親子と読書との出会いの機会を広げられるよう努めます。

(7) 思いやりの心を育む人権学習の推進

- ① 下町集会所及び公民館を拠点とした人権学習講座を実施し、様々なテーマを取り上げながら幅広い学習の機会を設け、人権意識の高揚に努めます。
- ② 子どもたちの豊かな人権意識を育むため学校や公民館と連携し、「子ども人権教室」等の人権学習に取り組みます。
- ③ 人権意識を高める地域活動の重要性にかんがみ、教育センター・関係機関等と連携を図りながら、啓発事業並びに指導者の育成を推進します。

(8) 新たな時代に対応した公民館活動と学習環境の整備

- ① 公民館施設が社会教育の活動拠点としての機能を果たせるよう、施設機能の維持管理に努めます。
- ② 地域の特色を生かした公民館活動を展開するとともに、優れた指導者や意欲のあるボランティアの活用を積極的に進め、文化祭をはじめ市民や学級・講座生の学習成果が生かせる場の創出に努めます。
- ③ 公民館の各種事業の企画や実施については、公民館運営審議会や公民館利用者連絡協議会等からの指導、助言、評価を得ながら事業を進めます。

(9) 資料の整備充実とサービス体制の拡充強化による図書館事業の推進

- ① 市民の生涯学習を支援する中核的な教育機関の機能を果たせるよう、さらなるサービスの多様化と質の向上を目指すとともに、図書館サービスを広く周知します。
- ② 地域や行政の資料を現在及び未来の市民が利用できるよう、収集・整理・保存に努めます。
- ③ 貸出や資料相談における情報提供を行うとともに、調べものの支援に努めます。

- ④ 市民のニーズや時代の流れに沿った資料・情報を提供するため、市民の意見を取り入れた蔵書の整備充実に努めます。
- ⑤ 広い市域全体へ図書館サービスを提供するため、分室の運営および移動図書館ひまわり号を運行します。
- ⑥ 学校と連携し、団体貸出や移動図書館の巡回を行います。移動図書館のステーションを1ヶ所増設し、授業における資料提供や読書活動の推進、読書機会の創出に努めます。
- ⑦ 子どもの読書活動を推進するため、関係機関やボランティアと連携し「おはなし会」や「ブックスタート」等の児童サービス事業を展開します。
- ⑧ 点訳図書の作成や対面朗読、外国語資料の整備を行い、図書館の利用にハンディのある方へのサービスを充実させるとともに、ボランティアの育成をします。
- ⑨ 市民による読書や図書館を基点とした活動を推進するため、読書会や図書館友の会きみつ、おはなしボランティアグループ等の活動を支援します。
- ⑩ 市民の読書活動を支援するため、多角的な事業の展開や、会議室等施設の貸出により、新しい利用者層を開拓します。

(10) 生涯学習交流センターを活用した生涯学習の推進

全市的な生涯学習機能と地区公民館としての位置づけを併せ持った複合施設である生涯学習交流センターは、市民が互いに交流を深め、文化と教養を培い、暮らしに役立つ様々なことを学ぶ機会を提供します。

- ① 団塊の世代をはじめとして多くの市民の学習意欲に応えるため、市民の生活課題やまちづくりについて系統的に学習する講座や初めて生涯学習に関わる方々が参加できるような事業を実施します。
- ② 市民同士の交流を通して「にぎわい」を創出するために、ギャラリーを利用した展示会や、コンサート、各団体と連携した各種フェスティバルなどのイベントを開催します。
- ③ 子育てサポーター等子育て支援に関わる事業や子どもを対象とした事業を実施します。
- ④ 乳幼児の親子を中心とした広場「保育室・児童室（こっこる一む）」の充実を図り、読み聞かせやミニイベントなどの事業、子育てサポーターによる相談事業なども実施します。

Ⅲ 青少年健全育成

未来を担う主役となる青少年は、君津の宝です。

しかし、現代社会においては、インターネットを介したいじめや犯罪、薬物問題など、青少年の健やかな成長を阻む不安材料が増加している状況もあります。

青少年が夢と希望をもって過ごすことができるまちづくり、地域づくりをめざし、各種体験活動の充実化や、青少年の安全安心を守る活動などを、学校、地域、社会教育の連携により、推進します。

(1) 青少年教育事業の積極的な展開

- ① 公民館等で行う子どもを対象とした体験活動等を積極的に開催します。
- ② 放課後の子どもたちの安心・安全な活動拠点づくりや、地域社会の中で、子どもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。
- ③ 成人を祝う集い実行委員会の取り組みや、中学生以上を対象とした青少年教育事業を展開し、若者が主体的に地域活動に参加できる機会を提供します。

(2) 学社融合の推進と地域コミュニティの活動支援

すべての中学校区に設立された青少年健全育成団体等の活動を支援し、より一層地域に根ざした活動が行えるよう、情報交換や研修の場づくりを行います。

(3) 子どもの安全を願う地域づくりと次代を担う青少年の育成

- ① 学校・家庭・地域社会の連携による「子ども110番の家」の推進や地域で活動する民間車両を活用した「防犯パトロール」等の対策推進に努めます。
また、安全意識の高揚と抑止力を高めるため、関係部署及び関係機関と連携して不審者情報の速やかな提供等を行い子どもの安全確保に努めます。
- ② 青少年健全育成に資する研修会の実施等、各地区の青少年健全育成団体の充実に向けて支援します。
- ③ 青少年相談員・子ども会・リーダースクラブをはじめ各地域の関係団体との連携を深めながら、地域への広がりを目指した活動を支援します。
- ④ 地域における青少年にとっての身近な相談役・リーダーである青少年相談員の活動を支援し、青少年の健全育成を推進します。

Ⅳ 文化振興

地域における芸術文化活動や文化遺産の保存・継承活動は、ゆとりと温もりの

ある地域社会を創造していく上においてかけがえのない礎となります。また、これらの活動に親しむことにより郷土に対する誇りや愛着が培われ、個性豊かな地域文化を創造し、その活力を新たなまちづくりに結びつけることができると考えられます。このような観点から、芸術文化活動の進展に向け、優れた芸術文化に接する機会を多くの市民に提供するとともに、市民の多彩な芸術文化活動を支援し、市民参加の文化活動を推進します。

さらに、文化財の保護については周知事業を充実させるとともに、市民の協力を得ながら文化財の保護・活用に努めます。

(1) 芸術文化の振興と薫り高い文化都市の形成

- ① 君津市民文化ホールにおいて、上質な芸術文化にふれる機会を提供するほか、参加型・出張型の事業を展開し、市民文化の底辺の拡充を図ります。
- ② きみつ夢未来ミュージックフェスタ事業の実施や松本ピアノの活用など、君津ならではの文化芸術事業を実施することで、地域の魅力づくりを推進します。
- ③ 文化協会などの市民団体との連携により、市民による文化活動や地域間・世代間交流の活性化を図ります。
- ④ スクールコンサートの開催やきみつ少年少女合唱団の活動を支援することで、子ども文化の育成を図ります。
- ⑤ 君津市民文化ホールの設備点検、舞台機器等の部品交換及び各設備の維持補修を実施し、施設整備の充実を図ります。

(2) 文化財調査と保護・活用の充実及び地域文化の醸成と文化財愛護の普及

- ① 文化財審議会の活動により貴重な文化財の発見と保護に努め、新たな市指定文化財候補について調査研究を行うとともに、市文化財として指定することにより、それらの保護・活用を図ります。
- ② 埋蔵文化財の現状保存と開発に伴う発掘調査を行う記録保存の重要性を広めるとともに、調査によって出土した遺物などを広く市民に周知するため、民間・公共施設で文化財の出土遺物公開展を実施します。
- ③ 市の歴史を知るうえで重要な指定文化財の補修・修理や、無形民俗文化財の保存活動に助成し、後世に継承していくための支援をします。
- ④ 文化財を活用した地域づくりを実践しているボランティアガイド、NPO団体等を支援します。

- ⑤ 文化財に関する子ども向けの普及事業を実施し、児童生徒の文化財に対する理解や学習を深め、郷土への誇りや愛着を培います。
- ⑥ 国の天然記念物「高岩山のサル生息地」のサルによる農作物被害を防止するため、サルの生態調査と君津・富津市域における被害防止対策を実施します。
- ⑦ 既刊の市史等の普及・活用に努めます。また、図書館及び資料館等の教育機関との連携により、市史編さん過程において発見された古文書や行政文書の保存・活用を図ります。
- ⑧ 学校周辺の自然や文化・歴史等については、児童生徒が学習するスクールミュージアム事業において、専門家や地域の有識者の指導により、モデル校や県立中央博物館等の関係機関と連携しながら推進します。

(3) 資料館の利用促進と活動の充実

- ① 久留里城址資料館運営推進協力員の協力を得ながら、市民の意向を反映させた久留里城址資料館の運営を行います。
- ② 久留里城址資料館の利用促進を図るため、常設展・企画展を開催するとともに、各種の講習会や調査研究等の事業を通し資料館活動の充実に努めます。
- ③ 久留里城址資料館の企画展は「ある市民の一世紀(仮)」と題して、市内の歴史資料収集家として知られる石川徳治氏の資料を紹介します。収集の中心である古写真や戦争資料などを通じて、戦前・戦中・復興を経て現在に至る一人の君津市民の1世紀を振り返ります。
- ④ 久留里城址資料館は、小・中学校の社会科授業や総合的な学習の時間への協力を行うとともに、児童生徒のための博物館事業の充実に努めます。
- ⑤ 漁業資料館は、関係者の協力を得ながら「ノリつけ体験」や海苔養殖に関する歴史背景や解説を行い、利用の促進を図ります。

V スポーツ振興

スポーツ・レクリエーションは、健全な心身の発達を促し、人間性を豊かにするとともに、充足した市民生活を営むうえで重要な役割を果たすものであります。これらの活動を推進するためスポーツ機会を積極的に提供し、スポーツ施設の計画的な整備・充実に努めるとともに、子どもたちから高齢者まで、「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」スポーツ・レクリエーションに親しむことができるようラジオ体操会や各種の大会を開催し、市民の生涯スポーツを推進します。

学校体育では、心と体を一体として捉え、運動に親しむ態度を育てるとともに、健康の保持増進と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度の育成に努めます。そのため、個に応じた体育・スポーツ活動の推進を図り、丈夫で強い心と身体づくりを推進します。

総合型地域スポーツクラブについては、小糸レインボークラブのさらなる事業の発展や安定した運営と自立に向けて取り組みます。また、二つ目のクラブ設立に向け、立候補した地区には設立の準備に向けて支援をします。

(1) 学校体育の推進

- ① 児童生徒の発育発達を踏まえ、体力向上プロジェクトの実践を通して、「育てる体育」(小学校期)から「鍛える体育」(中学校期)へと9年間を見通した段階的な指導を展開します。
- ② 「走」を中心とした持久力の向上・粘り強く取り組む心の育成に向けて、心と体を育むための方策「爽走プラン」の活用を図り、「持久走ランキング」「小中学校駅伝・ロードレース大会」を開催します。
- ③ 各小・中学校においては「体育・健康に関する指導の全体計画」を基に体力向上推進組織を活用し、児童生徒の丈夫で強い心と身体づくりを計画的に進めます。
- ④ 体力向上プロジェクト委員会において市内小中学校の体育主任を中心とした研修会において体育指導の充実を図り、「千葉県運動能力証」や「ライオンズ運動能力章」合格率のさらなる向上と全学年・全種目において県平均を上回る取り組みを図ります。
- ⑤ 複数校合同による運動部活動を通して児童生徒のニーズに応じた活力ある部活動を推進し、運動技能や体力の向上を図ります。
- ⑥ 「学校体育活動指導補助者活用事業」を通して運動部活動・授業の活性化を目指すとともに、地域の指導者との連携を図り、安全かつ指導力の向上を目指した運動部活動・授業づくりを推進します。
- ⑦ 児童生徒の体力・運動能力向上を図るため、小・中学校体育連盟の各種事業の支援を行うとともに、市体育協会や市内スポーツ少年団と連携・協力し、それぞれの団体が主催する各種活動の推進に努めます。
- ⑧ 学校体育を振興するため、地域のスポーツボランティアの発掘・育成に努めます。

(2) 生涯スポーツの推進

健康で生きがいのある市民生活を目指して、各種のスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

- ① 市民の各層を対象にスポーツ推進委員やスポーツ・レクリエーション推進員と協働してラジオ体操会や各種大会を開催し、スポーツ愛好者の増加を図ることで、スポーツの日常化を目指します。
 - イ) 子どもたちの体力向上を目指し、スポーツ少年団活動の育成・支援に努めます。
 - ロ) 各種大会の開催などスポーツに親しむ機会を提供し、健康・体力づくりを推進します。
 - ハ) ラジオ体操の普及に努め、市民の健康保持・増進を図るとともに、世代間のコミュニケーションづくりに努めます。
- ② 市民体育祭を支援し、スポーツにふれる機会を創出するとともに、地域コミュニティづくりに努めます。
- ③ 中学生野球大会、サッカー教室や野球教室などを実施し、学校と連携して生徒の体力づくり・体位の向上に努めます。
- ④ 総合型地域スポーツクラブの普及拡大に向け先進地域への支援を行うとともに、新たなクラブの設立に向けて条件整備に努めます。

(3) 競技スポーツの振興

- ① 市体育協会と連携し、県民体育大会などを通して競技力の向上を図るため、支援に努めます。
- ② 競技スポーツ振興のため、大会等で優秀な成績を収めた功労者の顕彰を行います。

(4) スポーツ施設の整備と活用

- ① 小糸スポーツ広場野球場の活用を図ります。
- ② 君津グラウンド・ゴルフ場の活用を図ります。
- ③ 各スポーツ広場の日常的な施設整備を実施します。
- ④ 社会体育振興のため、身近にあるスポーツ補完施設としての学校体育施設の開放を推進します。